

鶴井俊吉教授 略歴・主要業績

略歴

- 昭和四三年三月 駒澤大学法学部法律学科卒業  
昭和四五年三月 駒澤大学大学院法学研究科修士課程修了  
昭和四八年三月 駒澤大学大学院法学研究科博士課程満期退学
- 昭和四八年四月 駒澤大学法学部助手  
昭和五〇年四月 ドイツ・ケルン大学労働経済法研究所留学（昭和五二年三月まで）  
昭和五三年四月 駒澤大学法学部講師  
昭和五七年四月 ドイツ・フライブルク大学外国私法及び国際私法研究所留学（昭和五九年三月まで）  
昭和五八年四月 駒澤大学法学部助教授  
平成四年四月 駒澤大学法学部教授  
平成一三年二月 弁護士登録  
平成一九年四月 大学院法学研究科私法学専攻主任（平成二二年三月まで）

鶴井俊吉教授 略歴・主要業績

平成一九年四月

法学部法律学科フレックスB主任（平成二一年三月まで）

平成二三年四月

法学部法律学科フレックスB主任（平成二五年三月まで）

平成二七年三月

駒澤大学法学部定年退職

平成二七年六月

駒澤大学名誉教授

業績目録

- 一 「根保証についての若干の問題」 昭和四九年三月（一九七四年） 駒澤大学法学部研究紀要第三二号一六頁
- 二 「抵当権における価値権理論について」（上） 昭和五三年三月（一九七八年） 駒澤大学『法学論集』第一七号一八頁
- 三 「土地及びその地上の非堅固建物の所有者が土地につき抵当権を設定したのち地上建物を取り壊して堅固建物を築造した場合に堅固建物の所有を目的とする法定地上権が成立するとされた事例」（判例批評）  
法と秩序研究会 昭和五三年八月（一九七八年） 『法と秩序』四三卷四号三〇頁
- 四 「ドイツ債権法―反訳と解説」第二四二条「信義誠実に適った給付」（解説）  
昭和五六年三月（一九八一年） 法律時報五三卷三号一三〇頁
- 五 「ドイツ債権法―仮訳と解説」第二四二条「信義誠実に適った給付」（解説）  
昭和五六年四月（一九八一年） 法律時報五三卷五号一四八頁
- 六 「ドイツ法における保証制度の概略」 昭和五七年一二月（一九八二年）（解説）  
経済法令研究会『手形研究』第三三四号三〇頁
- 七 「根保証の若干の問題点とその法律構成」  
高島平蔵教授還暦記念『現代担保法の展開』所収 昭和五七年二月（一九八二年） 成文堂
- 八 「身元保証人相互間の求償関係」（判例批評） 昭和六〇年四月（一九八五年） 法律時報五七卷五号一三六頁
- 九 「限度額も期間も定めない根保証の責任制限」（判例批評）  
昭和六二年九月（一九八七年） 法律時報五九卷八号一〇五頁
- 一〇 「根抵当権の被担保債権の範囲」（解説） 昭和六二年九月（一九八七年）  
別冊法学セミナー一六六頁

- 一一 『ドイツ債権法総論』 椿寿夫・右近健男編 第二四二条「信義誠実に適った給付」を担当  
昭和六三年三月（一九八八年） 日本評論社
- 一二 『逐条判例民法』 川井健・西原道雄編 昭和六三年一〇月（一九八八年）  
雇用（第六二三条）から寄託（第六六五条）まで担当 法学書院
- 一三 『注解 不動産法』 I 「不動産売買」 遠藤浩・平井一雄編 平成五年二月（一九九三年）  
民法第五四六条から第五五八条を担当 青林書院
- 一四 「損害担保契約の概念は、どのような内容のものとして有用ないし必要か」  
『現代契約と現代債権の展望』 椿寿夫編 第三卷 「担保契約」所収平成六年九月（一九九四年） 日本評論社
- 一五 「損害担保契約と求償権の有無範囲」 椿寿夫編『代位弁済』所収 平成七年二月（一九九五年）  
経済法令研究会 銀行法務二一別冊第一号五九頁
- 一六 『注釈ドイツ契約法』 右近健男編 第七六五条（保証）以下を担当 平成七年八月（一九九五年） 三省堂
- 一七 「商工ローン業者による根保証の法形式及び手形の利用が公序良俗に反するとされた事例」（判例評釈）  
平成一三年八月（二〇〇一年） 経済法令研究会 銀行法務二一第五九三号七頁
- 一八 『民法Ⅳ 債権各論』 平井一雄編 第四節「契約の解除」を担当 平成一四年二月（二〇〇二年） 青林書院
- 一九 「破産終結決定がされて法人格が消滅した会社を主債務者とする保証人が主債務者の消滅時効を援用する（ことの可否）（判例評釈）」 平成一六年三月（二〇〇四年） 経済法令研究会 銀行法務二一第六二九号七四頁
- 二〇 『民法Ⅱ 物権・担保物権』 ファンダメンタル法学講座 中山・草野・清原・岸上・鹿野・鶴井共著  
第Ⅱ部 担保物権 第三章（先取特権）、第四章（質権）を担当 平成一七年四月（二〇〇五年） 不磨書房
- 二一 「信用保証協会取引の法的再構成」——二世紀への金融変革のなかでの公的保証機関取引と今後——  
(一)、(二)、(三) 平野真由と共同執筆

(一) 平成二十二年一月(二〇〇九年)

(二) 平成二十二年三月(二〇一〇年)

(三) 平成二十二年三月(二〇一〇年)

二二 「保証債務の履行を請求することが権利の濫用に当たるとされた事例」(判例評釈)

平成二十二年二月(二〇一〇年)

判例時報社 判例時報第二〇九〇号一七九頁

## 学会活動等

一 所属学会・日本私法学会、比較法学会、土地法学会、金融法学会。

二 学会・研究会等における役割・ドイツ財産法、取引法研究会、民法学史研究会、民法判例研究会、民法高裁判例研究会等所属。

三 共同研究・チームプロジェクトへの参加と役割・ドイツ財産法研究会において、『ドイツ債権法』、『ドイツ不当利得・不法行為法』、『注釈ドイツ契約法』を出版し、その共同研究に参加、執筆。

四 留学・ドイツ・ケルン大学、労働経済法研究所(所長・ヴィーデマン教授)にて、二か年間(一九七五年、七六年)留学。ドイツ・フライブルク大学、外国私法及び国際私法研究所(所長・ミュラーフライエンヘルス教授)にて、二か年間(一九八二年、八三年)留学。

五 学内・フレB主任 二回(平成二三年、二四年。一九九一年、二〇〇年)

大学院法学研究科私法専攻主任 二回(平成一九年、二〇年。一七年、一八年)